

中間取りまとめに向けて
～実効ある地域主権改革のために～

平成23年10月7日

関西広域連合

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)

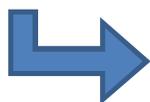
広域連合を受け皿として国出先機関の移管を！

◆ 広域連合は、国からの事務・権限の移管を想定した制度

(地方自治法第291条の2第1項)

『国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。』

◆ 民主的に選出された執行機関・議会を有する地方公共団体



- ・ そもそも現行の国出先機関よりはるかに民意を反映したガバナンス
- ・ 国出先機関を地域住民によるガバナンスのもとに置き、民意を反映
- ・ 省庁タテ割りではなく、住民ニーズに基づく総合的な行政を実現

(第2回AP推進委員会 片山前大臣)

- ・ 「霞が関から『総論は賛成だが受け皿が問題だから』という議論がよくあります。これは本当に受け皿を心配しているというよりは、そのことをもって否定するために出てくる議論が多いのです。」
- ・ 「『道州制でなければいけない、道州制ならともかく』という話は前からある議論ですが、必ずしも道州制でなくても、きちっとしたガバナンスが働くかどうかの点検だと思います。」

(第2回AP推進委員会 逢坂前政務官)

- ・ 「これ(九州広域行政機構)については九州からの御提案も取り入れながら、広域連合制度の補完を行うという形で、九州からの御提案、あるいは関西で現在取り組んでいることが共通の土俵に乗っていただけるような制度設計をすることが現実的なアプローチかと考えています。」

緊急時に国が指揮監督できず十分な対応ができない？

◇地方自治体である広域連合には、国が必要な関与(指揮命令)ができず、大規模災害発生時等、緊急時の対応に不安があるとの指摘

⇒事実無根：災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法では、
国から地方自治体に「指示」が可能

(災害対策基本法第28条、第28条の6)

□ 緊急災害対策本部長(内閣総理大臣)、非常災害対策本部長(国務大臣)は、地方自治体の長その他の執行機関に対し必要な指示をすることができる。

▽東日本大震災では、国の「指示」に従い東京消防庁や大阪市消防局も福島第1原発で命がけの作業に従事したではないか？

▽昨今の大規模災害時に国出先機関が活躍しているというが…

- 壊滅的被害のあった地域や自治体に、国(出先)がヒト・モノ・カネを惜しみなく投入するのは当然では？
- 我々は国出先機関の組織や業務自体を廃止するとは言っていない。
- その機能や能力を地域住民の意思の下で発揮してほしい。

むしろ、関西広域連合は緊急時に機能を十分発揮

(例) 台風12号による水害・土砂災害に対し、迅速できめ細かな支援を実施

【初期対応】

- 9月2日 広域防災局(兵庫県)の情報収集体制を整える。
- 5日 大阪府から和歌山県へ情報収集の職員1名を派遣。
- 6日 広域防災局から和歌山県へ情報収集・応援ニーズ把握の職員2名を派遣。
大阪府から奈良県へ情報収集の職員2名を派遣。 など

【人的支援】

- ▽ 奈良県と和歌山県の要請に対し、土木技術職員等を派遣(最大43名)
 - ・ 構成府県に加え、関西4政令市、管内市町村、九州地方知事会からも派遣予定。
 - ・ 東日本大震災支援のため岩手県に派遣されていた和歌山県職員の同県復帰に伴い、代替要員を構成府県が派遣。

【物的支援】

- ▽ 構成府県から飲料水、給水袋、仮設トイレなどを送付

【ボランティア】

- ▽ 構成府県から泥かき等のボランティアを派遣



近畿地方整備局の機動力や技術力を広域連合に結集すれば、
より迅速で総合的な支援が可能に!!

広域連合は不安定な組織なのか？

◇『広域連合は解散・脱退が可能であり、組織として不安定』との懸念

⇒事実無根：現行法上、安易な解散・脱退は不可

(地方自治法第291条の3、第291条の10、第291条の11)

広域連合の解散・脱退には、

- 全構成団体の議会の議決が必要
- 総務大臣の許可が必要
- 総務大臣の許可には関係行政機関の長との協議が必要

関西広域連合は国出先機関の機能・組織・財源を丸ごと
住民による民主的ガバナンスの下に置くことを求めている



**「国出先機関の原則廃止」に向け
政府の果断なリーダーシップを！**